

## 平成19年度アップール会本部役員会議事経過

1. 日時 平成19年4月20日（金） 午後1時

2. 場所 東洋食品工業短期大学 会議室

3. 出席者

会長	稲垣 聰
副会長	渡辺 紘造
同	太田 宗孝
同	野上 健次
会計監事	木村 圭一
同	櫻井 郁夫（平野監事代理）
幹事	豊田 勝巳（北海道支部長）
同	鎌田 儀一（東北支部長）
同	田中 喜徳（東京支部長）
同	岡本 雅志（名古屋支部長）
同	長塚 洋一郎（近畿支部長）
同	竹内 毅（中国支部長代理）
同	西山 正一（四国支部長）
同	小川 敏男（九州支部長代理）
事務局	萬宮 寛
臨席者	今津学長
	国井教務課長
	末松学科長

4. 議事

定刻。稲垣会長議長席に着き開会を宣し、今津学長挨拶の後、議案審議に入る。

第1号議案 平成18年度収支決算報告の件

事務局より、配布資料に基づき報告。原案通り異議なく承認される。

平成19年4月20日

平成19年度 アppeール会本部 収支予算書

【 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 】

収 入		支 出	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
	円		円
前期繰越金	4,822,154	支部活動助成金	385,000
第45期生入会金 @30000×21名	630,000	支部総会役員出席旅費	200,000
年会費 @2000×550口	1,100,000	役員会費用	
利息	200	役員旅費	550,000
		雑費	5,000
		振替払込料金	15,000
		自動払込料金	10,000
		会計事務処理費用(10回分)	128,400
		予備費	1,000,000
19年度収入予定金額	1,730,200	19年度支出予定金額	2,293,400
		次期繰越	4,258,954
合計	6,552,354	合計	6,552,354

2号議案 平成18年度本部会費納入状況の件  
事務局より、配布資料に基づき報告。原案通り異議なく承認される。

第3号議案 平成18年度支部活動報告の件

各幹事より、活動状況を報告。

第4号議案 平成19年度収支予算報告の件

事務局より、配布資料に基づき報告。また、議長より大学創立70周年大規模改修に対して寄付金100万円を計上する旨補足説明。原案も含め了承されたが、議場より、支部活動助成金に対して次の通り意見が開陳された。

ここ数年活動を実施していない支部が存在する。その支部に対して助成金を拠出すのは如何なものか。当該支部の会員も不審に思うし、また経理処理も適切に遂行されているのか疑義を持つ。

以上の意見に対しては早々に会長より当該支部長に対して事情聴取を行うということでした承される。

平成19年4月20日

平成19年度 アppeール会本部 収支予算書

【 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 】

収 入		支 出	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
	円		円
前期繰越金	4,822,154	支部活動助成金	385,000
第45期生入会金 @30000×21名	630,000	支部総会役員出席旅費	200,000
年会費 @2000×550口	1,100,000	役員会費用	
		役員旅費	550,000
利息	200	雑費	5,000
		振替払込料金	15,000
		自動払込料金	10,000
		会計事務処理費用(10回分)	128,400
		予備費	1,000,000
19年度収入予定金額	1,730,200	19年度支出予定金額	2,293,400
		次期繰越	4,258,954
合計	6,552,354	合計	6,552,354

第5号議案 アppeール会規約改正の件

議長より説明。本件は1年かけて規約改正委員会に付託したものであるが、本日、最終案として委員長より規約案が上程された。実際の施行は明年度に予定している総会に付議した後であるので、

この間十分高覧願ひ何かあれば事務局宛連絡乞うということです承される。

## アップール会規約改定案〔改正委員会案〕

### I. 名称および本部所在地

改 定 案 (全 文)	現 行
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(名 称)</p> <p>第 1 条 本会は東洋罐詰専修学校・東洋食品工業短期大学同窓会でアップール会(以下 <u>本会という</u>)と称する。</p> <p>(本部所在地)</p> <p>第 2 条 本会は、本部を東洋食品工業短期大学内に置く。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(名称および本部所在地)</p> <p>第 1 条 本会は東洋罐詰専修学校・東洋食品工業短期大学同窓会でアップール会と称し、本部を東洋食品工業短期大学内に置く。</p>

《改定理由》

第 1 条 (名称)、第 2 条 (本部所在地)

- ・条項の体裁を整えるため、現行規約第 1 条 (名称および本部所在地) を分割

第 1 条 (名称)

- ・「本会」という表現が多々使われるので、「…アップール会 (以下 本会という) と称する…」とした。

### II. 組織

改 定 案 (全 文)	現 行
<p>(組 織)</p> <p>第 3 条 本会は次の組織を持つ。</p> <p>(1). 本 部 本部は役員会で構成する。</p> <p>(2). 支 部 支部は役員会の議を経て地区毎に設け、その所属する会員で構成す</p>	<p>(組 織)</p> <p>第 2 条 本会は次の組織を持つ。</p> <p>1. 本 部 2. 支 部</p> <p>第 3 条 本部は役員会で構成する。 支部は役員会の承認を得て地区毎に</p>

る。	設け、その所属する会員で構成し別に定める支部規約によって運営する。
----	-----------------------------------

《改定理由》

### 第3条（組織）

- ・中央集権体制の強化を図るため、現行規約第2条と第3条を統合し、第3条（組織）とした。
- ※ 尚、「支部規約」は廃止し、アピール会規約に統合する。
- ・従来、支部運営に関する事務作業や行事の手配などを東洋製罐㈱の所轄営業所に依存してきたが、今後は自主独立を目指し、支部の運営・実務について、本部の直接指導という形で運営することにした。

## Ⅲ. 会員

改 定 案 (全 文)	現 行
<p>(会 員)</p> <p>第 4 条 本会は次の会員を持って組織する。</p> <p>(1). 正会員 東洋罐詰専修学校並びに東洋食品工業短期大学卒業者および聴講修了者</p> <p>(2). 特別会員 学校法人東洋食品工業短期大学並びに財団法人東洋食品研究所の理事、監事及び教職員</p> <p>(3). 準会員</p> <p>① <u>東洋食品工業短期大学在学学生および聴講課程に籍を置く者</u></p> <p>② 本会の役員会において推薦された者</p>	<p>(会 員)</p> <p>第 4 条 本会は次の会員を持って組織する。</p> <p>1. 正会員 東洋罐詰専修学校並びに東洋食品工業短期大学卒業者および聴講修了者</p> <p>2. 特別会員 学校法人東洋食品工業短期大学並びに財団法人東洋食品研究所の理事、監事及び教職員</p> <p>3. 準会員 本会の役員会において推薦された者</p>

《改定理由》

### 第4条（会員）

- ・3項の準会員に、①東洋食品工業短期大学在学学生および聴講課程に籍を置く者を新設。入学と同時にAP会への入会金を納付するため、在校生を準会員に含めることにした。

## Ⅳ. 目的および事業

改 定 案 (全 文)	現 行
<p>第 2 章 目的および事業</p> <p>(目 的)</p> <p>第 5 条 本会は会員相互の親睦と知識技能の向上を図り、母校の発展と<u>食品業界の進歩</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第 6 条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。</p> <p>(1). 研修会、講演会等の開催</p> <p>(2). 会報、<u>会誌等</u>の発行</p> <p><u>(3). 母校への協力</u></p> <p><u>(4). 在学生に対する援助</u></p> <p>(5). その他本会の目的達成に意義のある行事</p>	<p>第 2 章 目的および事業</p> <p>(目 的)</p> <p>第 5 条 本会は会員相互の親睦と知識技能の向上を図り、母校の発展と食品業の進歩に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第 6 条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。</p> <p>1. 研修会、講演会等の開催</p> <p>2. 会報の発行</p> <p>3. その他本会の目的達成に意義のある行事</p>

《改定理由》

第5条（目的）は、食品業の進歩を食品業界の進歩へ

第6条（事業）に、次の事項を明記し、AP会の位置付けを認知させる。

- ・ 母校への協力
- ・ 在学生に対する援助（ … 在校生を準会員に登録しても弊害はない）

V. 機関

改 定 案 (全 文)	現 行
<p>第 3 章 機 関</p> <p><u>(機 関)</u></p> <p>第 7 条 本会に次の機関を置く。</p> <p>(1). 総 会</p> <p>(2). 役員会</p>	<p>第 3 章 機 関</p> <p>第 7 条 本会に次の機関を置く。</p> <p>1. 総 会</p> <p>2. 役員会</p>

《改定要旨》

第7条（機関）は現行どおり

## VI. 総会

改 定 案（全 文）	現 行
<p>（総 会）</p> <p>第 8 条 <u>総会は本会の最高決議機関であって、 すべての正会員で構成する。</u></p> <p><u>（総会の開催）</u></p> <p>第 9 条 <u>総会は役員会の議を経て会長が招集 し、原則として5年に1回開催する。</u> 但し、役員会で必要と認めたときは臨時に開催することができる。</p> <p><u>（総会の決議事項）</u></p> <p>第 10 条 次の事項は総会の決議を経なければ ならない。 <u>(1). 本会の運営方針</u> <u>(2). 規約の改廃</u> (3). その他役員会で必要と認めた事項 但し、緊急やむを得ないときは役員会で決議することができる。</p> <p><u>（総会の決議）</u></p> <p>第 11 条 総会は全支部の承認で成立し、決議は 出席正会員の多数決による。但し可否同 数のときは議長が決定する。 <u>2. 総会において役員は発言権はあっても議 決権を有しない。</u></p>	<p>（総 会）</p> <p>第 8 条 総会は本会の最高決議機関で正会員 で構成し、役員会の決議により会長が 招集する。</p> <p>第 9 条 総会は原則として2年に1回開催す る。 但し、役員会で必要と認めたときは臨時に開催することができる。</p> <p>第 10 条 次の事項は総会の決議を経なければ ならない。 1. 規約の改正 2. その他役員会で必要と認めた事項 但し、緊急やむを得ないときは役員会で決議することができる。</p> <p>第 11 条 総会は全支部の承認で成立し、議決は 出席正会員の多数決によるが可否同数 のときは議長が決定する。</p>

《改定要旨》

第8条（総会）は、総会の意義と開催手順を分離

第9条（総会の開催）

- ・総会の開催手順を明記

第10条（総会の決議事項）

- ・本会の運営方針 を追記。
- ・規約の改正を 規約の改廃 へ

第11条（総会の決議）

- ・役員の議決権に制約を設けた。

## VII. 役員会

改 定 案 (全 文)	現 行
<p>(役員会)</p> <p><u>第12条 役員会は総会の決議に従って本会の運営に当たり、総会に対して責任を負う。</u></p> <p>(役員会の業務)</p> <p><u>第13条 役員会は次の業務を行う。</u></p> <p>(1). <u>支部の制定、統廃合</u></p> <p>(2). <u>年度事業計画の策定と実行</u></p> <p>(3). <u>予算の審議および決算の承認</u></p> <p>(4). <u>その他総会で決議された重要事項の遂行</u></p> <p>(役員会の構成)</p> <p><u>第14条 役員会は会長、副会長、幹事、会計幹事、事務局員および会計監査で構成する。</u></p> <p>(役員会の開催)</p> <p><u>第15条 役員会は会長が招集し、年1回開催する。但し、次の場合は臨時に開催することができる。</u></p> <p>(1). 会長が必要と認めたとき</p> <p>(2). 幹事の2分の1以上の要請があったとき</p>	<p>(役員会)</p> <p>第12条 役員会は会長、副会長、幹事及び会計幹事で構成し、総会の決議に従って総会から次期総会までの間本会の業務を行うとともに予算と決算を審議裁定する。</p> <p>第13条 役員会は会長が招集し、年1回開催する。但し、次の場合は臨時に開催することができる。</p> <p>1. 会長が必要と認めたとき</p> <p>2. 幹事の2分の1以上の要請があったとき</p>

<p><u>(役員会の決議)</u></p> <p><u>第 16 条 役員会は幹事の 3 分の 2 以上の出席で成立し、決議は出席幹事の過半数による。但し可否同数のときは議長が決定する。</u></p>	<p>第 14 条 役員会は幹事の 3 分の 2 以上の出席で成立し決議は出席幹事の過半数による。</p>
--	---

《改定要旨》

現行規約第 12 条～第 14 条について整理

第 12 条 (役員会)

- ・役員会の義務と責任を明記

第 13 条 (役員会の業務)

- ・役員会の業務を明記

第 14 条 (役員会の構成)

- ・本部に、庶務を司る事務局を置き、事務局員を役員会の構成員とする。
- ・ただし《事務局員》は、《会計監査》と同じく「役員」ではない。

第 15 条 (役員会の開催)

- ・現行どおり

第 16 条 (役員会の決議)

- ・現行どおり

**VII. 役員**

改 定 案 (全 文)	現 行
<p style="text-align: center;">第 4 章 役 員</p> <p><u>(役 員)</u></p> <p>第 17 条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1). 会 長            1 名</p> <p>(2). 副 会 長        4 名</p> <p>(3). 幹 事            若干名</p> <p>(4). 会計幹事        2 名</p> <p><u>(役員を選出)</u></p> <p>第 18 条 <u>役員を選出は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1). 会 長        役員会で選出する</u></p> <p><u>(2). 副 会 長    正会員の中より会長が推</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 役 員</p> <p>第 15 条 本会に次の役員を置く。</p> <p>1. 会 長            1 名</p> <p>2. 副 会 長        4 名</p> <p>3. 幹 事            若干名</p> <p>4. 会計幹事        2 名</p>

<p style="text-align: center;"><u>薦し、役員会の承認を得る</u></p> <p>(3). 幹事 <u>各支部で正会員の中より1名選出する。この場合、幹事は支部長を担う。</u></p> <p>(4). 会計幹事 <u>正会員の中から会長が指名する</u></p> <p>(役員任期)</p> <p>第19条 <u>役員任期は、期首から翌期末までの2年とし再選を妨げない。</u></p> <p>2. <u>役員が任期中やむを得ない理由により辞任したときは補欠選出する。その任期は前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>第20条 役員任期は2年とし再選を妨げない。</p>
---	-------------------------------

《改定要旨》

現行規約第15条～第22条について見直し、役員選出と責務を分離して整理

第17条（役員）は現行どおり。

第18条（役員選出）

- ・役員選出

※ 幹事が、アピール会本部役員の一員であることを強調し、《各支部で正会員の中より1名選出する》とした。

また、支部長が幹事になるのではなく、幹事が会務を分掌して支部長を担当することとし、《この場合、幹事は支部長を担う》という表現を用いた。

これは、《第22条（幹事）幹事は、本会の事業の立案、企画に参画するとともに会務を分掌し、担当する支部を代表する。》につながるものである。

第19条（役員任期）

- ・役員期中での交代について、後任期間を明記

VIII. 役員責務、権限

改 定 案 (全 文)	現 行
<p>(会 長)</p> <p>第20条 <u>会長は総会及び役員会の議長となり、会務を統括し本会を代表する。</u></p>	<p>(会 長)</p> <p>第16条 会長は役員会で正会員中から多数決によって選出され、総会及び役員会の議長とな</p>

<p>(副会長)  <u>第 21 条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。</u></p> <p>(幹 事)  <u>第 22 条 幹事は、本会の事業の立案、企画に参画するとともに会務を分掌し、担当する支部を代表する。</u></p> <p>(会計幹事)  <u>第 23 条 会計幹事は、本会の会計事務を行う。</u></p> <p>(事務局)  <u>第 24 条 本会に事務局を置く。</u>  <u>2. 事務局は事務局長 1 名および事務員若干名で構成する。</u>  <u>3. 事務局長は、原則として正会員の中から役員会で選出し、任期は期首から翌期末までの 2 年とする。</u>  <u>4. 事務局は会長の指示のもと、本会の庶務を司るものとし、業務は次のとおりとする。</u>  <u>(1). 総会、役員会の開催および審議事項の事務処理。</u>  <u>(2). 議事の記録、保管等の業務。</u>  <u>(3). 行事の手配。</u>  <u>(4). その他運営に関する業務。</u></p> <p>(会計監査)  <u>第 25 条 会計監査は、正会員の中から 2 名を役員会で選出する。任期は、期首から翌期末までの 2 年とする。</u>  <u>2. 会計監査は本会会計を監査し、役員会に報告する。</u></p>	<p>り会務を統括し本会を代表する。</p> <p>(副会長)  第 17 条 副会長は役員会の承認を得て正会員中より選出され、会長を補佐し会長事故あるときは会長の指名によりその職務を代行する。</p> <p>(幹 事)  第 18 条 幹事は各支部長がなり本会の事業の立案、企画に参画するとともに支部活動及び会員相互の交流を旺盛にするため本部との連絡を密にし支部発展に寄与する。</p> <p>(会計幹事)  第 19 条 会計幹事は正会員中より会長が指名し、本会の会計事務を行う。</p> <p>(会計監査)  第 21 条 本会に会計監査を 2 名置き正会員中より役員会の推薦によって選出され、本会の会計監査を行ない任期は 2 年とする。</p>
---	--

<p><u>会計監査報告は会長の承認を得て書類の送付をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>(名誉会長)</p> <p>第 26 条 本会は<u>東洋食品工業短期大学長</u>を名誉会長に推薦する。</p> <p>(顧問・相談役)</p> <p>第 27 条 本会は役員会の決議により顧問及び相談役を置く。</p> <p><u>2. 顧問及び相談役は役員会に出席し、意見を述べる</u>ことができる。</p>	<p>(名誉会長・顧問・相談役)</p> <p>第 22 条 本会は学長を名誉会長に推薦する。但し、必要に応じ役員会の決議によって顧問及び相談役を置くことができる。</p>
---	--

《改定要旨》

第 22 条 (幹事)

- ・改正規約第 22 条 (幹事) では、本部役員 (幹事) が支部長を担う考え方に立ち、会務の遂行を第一義とした。

第 24 条 (事務局)

- ・事務局を新設
- ・事務局は《事務局長》1名のほか《事務員》を配置することにした。

第 26 条 (名誉会長) および第 27 条 (顧問・相談役)

- ・現行規約第 22 条 (名誉会長・顧問・相談役) を分割し、それぞれ規定する。

IX. 支部および支部集会

※ 支部規約を廃止し、必須要件を規定する。

改 定 案 (全 文)	現 行
<p><u>第 5 章 支部および支部集会</u></p> <p>(支部の名称)</p> <p>第 28 条 支部は、<u>アピール会</u>を冠とし、<u>地区</u>を代表する名称をもって称する。</p> <p>(支部集会)</p> <p>第 29 条 支部集会は所属する正会員で構成し、支部</p>	<p>別途、支部規約を制定</p>

<p><u>長が招集する。</u></p> <p><u>2. 支部長とは、支部を担当する幹事をいう。</u></p> <p><u>(支部集会の開催)</u></p> <p><u>第 30 条 支部集会は原則として毎年 1 回開催する。</u> <u>但し、研修会、講演会等の開催、会員相互の交流を深める等本会の目的達成に有意義な行事は随時開催することができる。</u></p> <p><u>(支部幹事会)</u></p> <p><u>第 31 条 支部は、支部長のほか支部役員を置き、支部幹事会を構成することができる。</u></p> <p><u>2. 支部幹事会は支部長が招集し、支部集会の開催・運営等に関する諸条件を整備する。</u></p> <p><u>(支部会計)</u></p> <p><u>第 32 条 支部の会計は支部活動助成金、寄付金等で運営する。</u></p> <p><u>(支部集会に伴う臨時会費)</u></p> <p><u>第 33 条 必要あるときは支部幹事会の議を経て臨時会費を徴収することができる。</u></p> <p><u>(支部会計報告)</u></p> <p><u>第 34 条 支部は毎年 1 回、本部へ会計報告をしなければならない。</u></p>	
--	--

《改定要旨》

支部規約を廃止し、最小限必要事項を本会規約に取り込んだ。

## X. 会計

改 定 案 (全 文)	現 行
第 6 章 会 計	第 5 章 会 計

(会 計)

第 35 条 本会の会計は入会金、会費及び寄付金等で運営する。

(会 費)

第 36 条 正会員は所定の入会金及び会費を納めなければならない。

(臨時会費)

第 37 条 必要あるときは役員会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第 38 条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(会計報告)

第 39 条 会計幹事は会計監査の監査を受け、役員会へ毎年1回会計報告をしなければならない。

## 第 7 章 そ の 他

(細 則)

第 40 条 本会会計に関する運用細則については別に定める。

(実 施)

第 41 条 この規約は平成20年3月××日改正実施する。

昭和33年10月11日 制 定  
昭和53年 3月21日 全部改定  
平成20年 3月××日 一部改定

(会 計)

第 23 条 本会の会計は入会金、会費及び寄付金等で運営する。

(会 費)

第 24 条 正会員は所定の入会金及び会費を納めなければならない。

(臨時会費)

第 25 条 必要あるときは役員会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(会計報告)

第 27 条 会計幹事は会計監査の監査を受け、毎年1回会計報告をしなければならない。

## 第 6 章 そ の 他

(細 則)

第 28 条 本会運営の細則については別に定める。

(実 施)

第 29 条 この規約は昭和53年3月21日改正実施する。

--	--

《改定要旨》

第 40 条（細則）

- ・現行規約第 28 条（細則）では、本会運営の細則については…となっているが、改正規約第 33 条（細則）では、本会会計の細則…とした。

X I . 会計細則

改 定 案 (全 文)	現 行																		
<u>会 計 細 則</u>	<u>規 約 細 則</u>																		
<p>1. <u>東洋食品工業短期大学アップール会規約第 40 条に基づきこの細則を定める。</u></p> <p>2. <u>規約第 36 条の入会金は 30,000 円とし、東洋食品工業短期大学入学時（聴講課程を含む）に納付するものとする。</u>  <u>但し、やむをえない事由により退学したとき、もしくは在学中に死亡したときは、これを返還する。</u></p> <p>3. <u>規約第 36 条の会費は年額 2,000 円とする。</u></p> <p>4. 前項の会費は毎年 9 月末日までに当年度分として各支部ごとに徴収し、本部へ送金する。但し、各自直接本部へ送金しても差し支えない。</p> <p>5. <u>規約第 32 条の支部活動助成金は支部の行事企画書に拠り、次の基準をもって支給する。</u>  <u>支給額 = @ 500 円 × 当該支部前年度会費納入口数</u></p> <p>6. <u>役員および会員が本会の要務のため出張する場合は、次のとおり旅費を支給する。</u>  <u>但し、本会外より旅費の支給を受ける場合は旅費を支給しない。</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">運 賃</td> <td style="text-align: center;">公共交通機関を利用すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">とし、順路により実費を支給</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日 当</td> <td style="text-align: center;">1 日につき</td> <td style="text-align: center;">1,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宿泊料</td> <td style="text-align: center;">1 泊につき</td> <td style="text-align: center;">10,000 円</td> </tr> </table> <p>7. <u>規約第 24 条の事務局員に対し、勤務手当を支給する。</u>  <u>勤務手当は勤務 1 回につき 10,000 円とする。</u></p> <p>8. <u>この細則の改廃は役員会が行なう。</u></p>	運 賃	公共交通機関を利用すること			とし、順路により実費を支給		日 当	1 日につき	1,000 円	宿泊料	1 泊につき	10,000 円	<p>1. 本会の規約の円滑な運営を期するため第 28 条の規定によりこの細則を定める。</p> <p>2. この細則の改正は役員会の決議による。</p> <p>3. 第 24 条の入会金は入学時 1 回に限り 30,000 円とし、会費は年額 2,000 円とする。但し本学在学者は免除する。</p> <p>4. 前項の会費は毎年 9 月末日までに当年度分として各支部ごとに徴収し、本部へ送金する。但し、各自直接本部へ送金しても差し支えない。</p> <p>5. 第 27 条の会計報告は会長の承認を得て書類の送付をもってこれに代えることができる。</p> <p>6. 会長及び会長の指示により出張する場合は、次の旅費を支給する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">運 賃</td> <td style="text-align: center;">実 費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日 当</td> <td style="text-align: center;">1,000 円（1 日につき）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宿泊料</td> <td style="text-align: center;">5,000 円（1 日につき）</td> </tr> </table> <p>7. この規約細則は昭和 53 年 3 月 21 日より実施する。</p>	運 賃	実 費	日 当	1,000 円（1 日につき）	宿泊料	5,000 円（1 日につき）
運 賃	公共交通機関を利用すること																		
	とし、順路により実費を支給																		
日 当	1 日につき	1,000 円																	
宿泊料	1 泊につき	10,000 円																	
運 賃	実 費																		
日 当	1,000 円（1 日につき）																		
宿泊料	5,000 円（1 日につき）																		

9. この規約細則は平成20年3月××日より実施する。

昭和53年	3月21日	制 定
昭和60年	4月 1日	一部改訂
平成 8年	4月 1日	一部改訂
平成16年	4月 1日	一部改訂
平成20年	3月××日	一部改訂

#### 第6号議案 本会設立50周年行事に関する件

議長より概要次の通り報告。来年はアッペール会創立50周年という年を迎える。これまで大学サイドの創立10周年スパンで総会を開催、記念行事も相乗りの形で会としては特に表面化したものは実施していない。半世紀の節目でもあるので、総会共々なんらかの主体性のある行事を行っては如何か。なお実施に際しては実行委員会等を立ち上げて準備してはと考える。予算的な側面もあるので十分は配慮せねばなまい。

以上に関しては満場異議なく実施の方向で了承される。

以上本日の議案審議全てを終了し午後4時閉会。